

令和 8 年度 町民税・県民税の申告について

町民税・県民税（住民税）の申告及び納付につきまして、平素より格別のご協力を賜りありがとうございます。

町民税・県民税は前年の所得状況等によって納税していただく税金です。この申告書は、あなたの前年（令和 7 年 1 月 1 日～12 月 31 日）中の所得状況等を申告していただくために送付しています。

- ・ 前年度に町民税・県民税の申告書を提出されている人
- ・ その他、前年度の実績により申告が必要だと思われる人 等にご案内しています。

この申告の手引きをお読みになってわからないことや、その他この申告についてご不明の点がございましたら、お問い合わせください。

※所得税の確定申告をされる人はこの申告をする必要はありません。

◎この申告をしなければならない人

○令和 8 年 1 月 1 日現在において斑鳩町に住所がある人で、次のような人

1. 勤務先などから当町に給与支払報告書（源泉徴収票）の提出がない人
（提出の有無は勤務先に確認してください）
2. 次に該当する人で、所得税の確定申告をする必要がない人
 - ・ 給与や年金のほかに収入があった人
 - ・ 申告すべき控除がある人
 - ・ 2ヶ所以上の勤務先から給与の支払いを受けていた人
3. 町外に住所がある人で、斑鳩町内に事務所、事業所、または家屋敷がある人
4. 上記以外の人で、国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している人や町外に住所のある人の扶養親族になっている人など、所得や生活状況の申告が必要な人

※所得税の確定申告をされる人、会社員・公務員等の給与所得者で町民税・県民税を特別徴収（給与から差引）で納付されている人等は申告していただく必要がないと思われますのでご了承ください。

◎この申告に必要な書類など

正しい申告をしていただくため、各項目を確認いただき、下記の書類などを添付または持参してください。

- ・ 町民税・県民税の申告書
- ・ 個人番号（マイナンバー）に係る本人確認書類
- ・ 給与所得、公的年金等の源泉徴収票
- ・ 事業をしておられる場合は、各種営業帳簿、決算書、収入明細書など
- ・ その他、所得（収入）を証明する書類
- ・ 各控除に必要な書類（申告される収入、所得や控除の各項目を確認してください。）

なお、申告内容は、町民税・県民税税額の決定だけでなく、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険制度の保険税（料）、自己負担割合や自己負担限度額など各種制度に影響する場合があります。必ず期限までに申告してください。

提出期限 令和 8 年 3 月 16 日（月）

提出先 斑鳩町役場税務課

〒636-0198 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西 3 丁目 7 番 12 号
電話 0745-74-1001（代）

郵送による提出、または地方税ポータルシステム（eLTAX:エルタックス）のホームページやマイナポータルを経由した電子申告も利用可能です。

電子申告の詳細については下記ホームページを参照してください。

<https://www.town.ikaruga.nara.jp/0000001961.html>



◎申告書の記載について ~該当する項目についてその内容や金額を記載してください~

1 収入金額等 2 所得金額

※所得金額とは区分ごとの収入金額からそれぞれに要した必要経費を差し引いた金額をいいます。

項 目	説 明																																																							
営 業 等	卸小売業、製造業、修理業、飲食業、建設業、サービス業等、いわゆる営業から生じる所得のほか、医師、弁護士、税理士、外交員、集金人、大工、左官、造園業などの事業から生じる所得 ※ただし、報酬等の所得は、雇用関係など個々の実情により「給与所得」になることがあります。 ※収支内訳書などの収支がわかる書類を添付、または裏面7.事業・不動産所得に関する事項を記載してください。																																																							
農 業	農作物の生産、果樹栽培、家畜の飼育等による事業から生じる所得 ※収支内訳書などの収支がわかる書類を添付、または裏面7.事業・不動産所得に関する事項を記載してください。																																																							
不 動 産	貸家、貸事務所、貸室、アパート、貸ガレージ、モータープールなどの貸付けから生じる所得 ※収支内訳書などの収支がわかる書類を添付、または裏面7.事業・不動産所得に関する事項を記載してください。																																																							
利 子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配などによる所得 ※道府県民税利子割の課税対象となる利子等を除きます。																																																							
配 当	株式や出資の配当、証券投資信託の収益の分配などによる所得 ※道府県民税配当割の課税対象となる特定配当等で、申告しないことを選択したものを除きます。 ※支払調書や年間取引報告書などを添付してください。																																																							
給 与	俸給、給料、賃金、賞与など（下記の表により所得金額を計算します。） ○給与所得の計算表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与収入金額【A】</th><th>給与所得金額【B】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 650,999 円</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td>651,000 円 ～ 1,899,999 円</td><td>A - 650,000 円</td></tr> <tr> <td>1,900,000 円 ～ 3,599,999 円</td><td>(A ÷ 4) × 2.8 - 80,000 円 ★</td></tr> <tr> <td>3,600,000 円 ～ 6,599,999 円</td><td>(A ÷ 4) × 3.2 - 440,000 円 ★</td></tr> <tr> <td>6,600,000 円 ～ 8,499,999 円</td><td>A × 0.9 - 1,100,000 円</td></tr> <tr> <td>8,500,000 円 ～</td><td>A - 1,950,000 円</td></tr> </tbody> </table> ★ (A ÷ 4) は千円未満の端数切捨て ●所得金額調整控除の適用がある場合の所得計算 給与収入金額 ① 円 給与所得金額 ② 円 所得金額調整控除 ③ 円 給与所得金額 ② - ③ (所得金額調整控除後) 円 ※所得金額調整控除の適用がある場合には上記の表において計算した所得金額から控除します。 ※給与所得の源泉徴収票を添付してください。	給与収入金額【A】	給与所得金額【B】	～ 650,999 円	0 円	651,000 円 ～ 1,899,999 円	A - 650,000 円	1,900,000 円 ～ 3,599,999 円	(A ÷ 4) × 2.8 - 80,000 円 ★	3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	(A ÷ 4) × 3.2 - 440,000 円 ★	6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	A × 0.9 - 1,100,000 円	8,500,000 円 ～	A - 1,950,000 円																																									
給与収入金額【A】	給与所得金額【B】																																																							
～ 650,999 円	0 円																																																							
651,000 円 ～ 1,899,999 円	A - 650,000 円																																																							
1,900,000 円 ～ 3,599,999 円	(A ÷ 4) × 2.8 - 80,000 円 ★																																																							
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	(A ÷ 4) × 3.2 - 440,000 円 ★																																																							
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	A × 0.9 - 1,100,000 円																																																							
8,500,000 円 ～	A - 1,950,000 円																																																							
公的年金等に 係る所得	国民年金、厚生年金、共済年金など（下記の表により所得金額を計算します。） ○公的年金等に係る雑所得の計算表 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th rowspan="2">収入金額【A】</th><th colspan="3">公的年金等に係る雑所得の金額</th></tr> <tr> <th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額</th></tr> <tr> <th></th><th></th><th>1,000 万円以下</th><th>1,000 万円超 2,000 万円以下</th><th>2,000 万円超</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65 歳未満</td><td>130 万円未満</td><td>A - 600,000 円</td><td>A - 500,000 円</td><td>A - 400,000 円</td></tr> <tr> <td>130 万円以上 410 万円未満</td><td>A × 75% - 275,000 円</td><td>A × 75% - 175,000 円</td><td>A × 75% - 75,000 円</td></tr> <tr> <td>410 万円以上 770 万円未満</td><td>A × 85% - 685,000 円</td><td>A × 85% - 585,000 円</td><td>A × 85% - 485,000 円</td></tr> <tr> <td>770 万円以上 1,000 万円未満</td><td>A × 95% - 1,455,000 円</td><td>A × 95% - 1,355,000 円</td><td>A × 95% - 1,255,000 円</td></tr> <tr> <td>1,000 万円以上</td><td>A - 1,955,000 円</td><td>A - 1,855,000 円</td><td>A - 1,755,000 円</td></tr> <tr> <td rowspan="5">65 歳以上</td><td>330 万円未満</td><td>A - 1,100,000 円</td><td>A - 1,000,000 円</td><td>A - 900,000 円</td></tr> <tr> <td>330 万円以上 410 万円未満</td><td>A × 75% - 275,000 円</td><td>A × 75% - 175,000 円</td><td>A × 75% - 75,000 円</td></tr> <tr> <td>410 万円以上 770 万円未満</td><td>A × 85% - 685,000 円</td><td>A × 85% - 585,000 円</td><td>A × 85% - 485,000 円</td></tr> <tr> <td>770 万円以上 1,000 万円未満</td><td>A × 95% - 1,455,000 円</td><td>A × 95% - 1,355,000 円</td><td>A × 95% - 1,255,000 円</td></tr> <tr> <td>1,000 万円以上</td><td>A - 1,955,000 円</td><td>A - 1,855,000 円</td><td>A - 1,755,000 円</td></tr> </tbody> </table> ・65 歳未満・・・昭和 36 年 1 月 2 日以後に生まれた人 ・65 歳以上・・・昭和 36 年 1 月 1 日以前に生まれた人 ※公的年金等の源泉徴収票を添付してください。		収入金額【A】	公的年金等に係る雑所得の金額			公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額					1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超	65 歳未満	130 万円未満	A - 600,000 円	A - 500,000 円	A - 400,000 円	130 万円以上 410 万円未満	A × 75% - 275,000 円	A × 75% - 175,000 円	A × 75% - 75,000 円	410 万円以上 770 万円未満	A × 85% - 685,000 円	A × 85% - 585,000 円	A × 85% - 485,000 円	770 万円以上 1,000 万円未満	A × 95% - 1,455,000 円	A × 95% - 1,355,000 円	A × 95% - 1,255,000 円	1,000 万円以上	A - 1,955,000 円	A - 1,855,000 円	A - 1,755,000 円	65 歳以上	330 万円未満	A - 1,100,000 円	A - 1,000,000 円	A - 900,000 円	330 万円以上 410 万円未満	A × 75% - 275,000 円	A × 75% - 175,000 円	A × 75% - 75,000 円	410 万円以上 770 万円未満	A × 85% - 685,000 円	A × 85% - 585,000 円	A × 85% - 485,000 円	770 万円以上 1,000 万円未満	A × 95% - 1,455,000 円	A × 95% - 1,355,000 円	A × 95% - 1,255,000 円	1,000 万円以上	A - 1,955,000 円	A - 1,855,000 円	A - 1,755,000 円
	収入金額【A】			公的年金等に係る雑所得の金額																																																				
		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額																																																						
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超																																																				
65 歳未満	130 万円未満	A - 600,000 円	A - 500,000 円	A - 400,000 円																																																				
	130 万円以上 410 万円未満	A × 75% - 275,000 円	A × 75% - 175,000 円	A × 75% - 75,000 円																																																				
	410 万円以上 770 万円未満	A × 85% - 685,000 円	A × 85% - 585,000 円	A × 85% - 485,000 円																																																				
	770 万円以上 1,000 万円未満	A × 95% - 1,455,000 円	A × 95% - 1,355,000 円	A × 95% - 1,255,000 円																																																				
	1,000 万円以上	A - 1,955,000 円	A - 1,855,000 円	A - 1,755,000 円																																																				
65 歳以上	330 万円未満	A - 1,100,000 円	A - 1,000,000 円	A - 900,000 円																																																				
	330 万円以上 410 万円未満	A × 75% - 275,000 円	A × 75% - 175,000 円	A × 75% - 75,000 円																																																				
	410 万円以上 770 万円未満	A × 85% - 685,000 円	A × 85% - 585,000 円	A × 85% - 485,000 円																																																				
	770 万円以上 1,000 万円未満	A × 95% - 1,455,000 円	A × 95% - 1,355,000 円	A × 95% - 1,255,000 円																																																				
	1,000 万円以上	A - 1,955,000 円	A - 1,855,000 円	A - 1,755,000 円																																																				
業務に係る 雑所得	原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引等の副収入による所得 ※支払調書や収支内訳書などの収入金額や必要経費がわかる書類を添付してください。																																																							
その他の 雑所得	個人年金保険に係る年金や互助年金などの上記以外のものによる所得 ※支払調書などの収入金額や必要経費がわかる書類を添付してください。																																																							
総合譲渡 (短期・長期)	貴金属やゴルフ会員権などの資産の譲渡から生じる所得（なお、土地や建物、株式などを譲渡した場合は、申告分離課税として別に計算します）（保有期間が5年以内の資産の譲渡は短期、5年以上の資産の譲渡は長期と区分します） ※特別控除額・・・50 万円（必要経費を差し引いた後の金額が 50 万円までの場合はその金額） ※支払調書などの収入金額や必要経費がわかる書類を添付してください。																																																							
一 時	法人からの贈与、賞金、競輪・競馬等の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの偶発的な所得 ※特別控除額・・・50 万円（必要経費を差し引いた後の金額が 50 万円までの場合はその金額） ※支払調書などの収入金額や必要経費がわかる書類を添付してください。																																																							

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

項 目	説 明
社会保険料	あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき健康保険料、厚生年金保険料、国民健康保険税（料）、国民年金保険料、介護保険料、農業者年金保険料などをあなたが支払った場合 ※生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る給与や年金などから引き落としされている上記の社会保険料等はあなたの控除の対象にはなりません。 ※各保険料等の領収書や支払証明書などを添付してください。
小規模企業共済等掛金	あなたが、小規模企業共済法の第一種共済契約掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、および心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合 ※支払った掛金の証明書を添付してください。
生命保険料	一定の生命保険や介護医療保険、個人年金保険について、あなたが支払った保険料がある場合 ※支払った生命保険料に、一般生命保険料と個人年金保険料と介護医療保険料がある場合は、それぞれの区分ごとに計算した控除額の合計額になります。 ※新旧両方の契約がある場合の限度額は、新契約に準じます。 ※保険料の控除証明書を添付してください。
地震保険料	地震保険契約について、あなたが支払った保険料がある場合 平成 18 年 12 月 31 日以前に契約された損害保険契約（保険期間や共済期間が 10 年以上の契約で、満期返戻金などを支払う旨の特約があるもの）について、支払った保険料がある場合 ※一つの契約が地震保険と旧長期損害保険の両方の区分に該当する場合は、いずれか一方の区分のみ該当するものとして控除額を計算します。 ※保険料の控除証明書を添付してください。
ひとり親	あなたが、現に婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）をしていない、または配偶者の生死が明らかでない状況にあって、総所得金額等の合計額が 58 万円以下の生計を一にする子（他の人に扶養されている場合を除く）を有し、かつ令和 7 年中の合計所得金額が 500 万円以下である場合
寡 婦	あなたが、令和 7 年中の合計所得金額が 500 万円以下であり、次のいずれかに該当する場合 ①夫と死別または離婚の後、現に婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）をしないで、子以外の扶養親族を有する場合 ②夫と死別の後、現に婚姻（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）をしていない場合または、夫の生死が不明である場合 ※ひとり親控除に該当する場合は控除の適用は受けられません。
勤労学生	あなたが、学校教育法に定める学生などで、令和 7 年中の合計所得金額が 85 万円以下であり、かつ自己の勤労によらない所得（事業所得、給与所得、退職所得または雑所得を除く所得）が 10 万円以下の場合 ※学生証などの証明書の写しを添付または提示してください。
障 害 者	あなたや、同一生計配偶者または扶養親族が、障害者または特別障害者に該当する場合 ※障害者とは、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人や、精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人、常に就床し複雑な介護を要する人をいいます。 ※特別障害者とは上記の障害者のうち、身体障害者手帳の障害の程度が 1 級または 2 級と記載されている場合や精神障害者保健福祉手帳の障害等級が 1 級と記載されている場合などをいいます。 ※手帳などの写しを添付または提示してください。
雑 損	あなたや、令和 7 年中の総所得金額等の合計額が 58 万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族が、災害、盗難、横領により資産に損失を受けた場合や、あなたが災害などに関連してやむを得ない支出をした場合 ※領収書などを添付してください。
医 療 費	あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合 ※医療費控除の明細書を作成、添付してください。また、保険者等からの医療費通知（健康保険組合等が発行する医療費のお知らせなど）を添付することで医療費控除の明細書の作成を省略することができます。 《セルフメディケーション税制の特例》 あなたが健康の保持促進及び疾病の予防への「一定の取組」を行っている場合にあなたや生計を一にする配偶者その他の親族のためにセルフメディケーション税制対象医薬品を購入した場合 ※通常の医療費控除との選択適用になります。 ※セルフメディケーション税制の明細書、一定の取組を行っていることを証する書類を添付してください。
配 偶 者 ・ 同一生計配偶者	令和 7 年 12 月 31 日現在（年途中で死亡した場合はその死亡の日）において、あなたと生計を一にしており、かつ令和 7 年中の合計所得金額が 58 万円以下である配偶者を有する場合 ※他の人が扶養親族とされる場合や、事業専従者は除きます。 ※あなたの令和 7 年中の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には配偶者控除の適用を受けることはできません。
配偶者特別控除	あなたの令和 7 年中の合計所得金額が 1,000 万円以下であり、あなたと生計を一にする配偶者の令和 7 年中の合計所得金額が 58 万円を超え 133 万円以下である場合 ※夫婦間でお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
扶 養 親 族	令和 7 年 12 月 31 日現在（年途中で死亡した場合はその死亡の日）において、あなたと生計を一にしており、かつ令和 7 年中の合計所得金額が 58 万円以下である親族（児童福祉法の規定による里子、老人福祉法の規定による養護老人を含む）を有する場合 ※他の人が控除対象配偶者、扶養親族とされる場合や、事業専従者は除きます。 ※日本国外に居住する親族を扶養親族とされる場合は送金関係書類と親族関係書類を添付してください。
特定親族特別控除	令和 7 年 12 月 31 日現在（年途中で死亡した場合はその死亡の日）において、あなたと生計を一にしており、かつ令和 7 年中の合計所得金額が 58 万円を超え、123 万円以下である 19 歳以上 22 歳以下である親族を有する場合
基 礎	あなたの令和 7 年中の合計所得金額が 2,500 万円以下である場合

4 所得から差し引かれる金額

項目	控除額				
社会保険料	支払額全額				
小規模企業共済等掛金	支払額全額				
生命保険料	○旧契約（契約日が平成23年以前）《一般・個人年金》				
	支払保険料A		控除額		
	15,000円以下		支払額全額		
	15,001円～40,000円		A×1/2+7,500円		
	40,001円～70,000円		A×1/4+17,500円		
	70,001円以上		35,000円		
	○新契約（契約日が平成24年以後）《一般・個人年金・介護医療》				
	支払保険料B		控除額		
	12,000円以下		支払額全額		
	12,001円～32,000円		B×1/2+6,000円		
32,001円～56,000円		B×1/4+14,000円			
56,001円以上		28,000円			
[控除上限額 70,000円]					
地震保険料	○地震保険				
	支払保険料C		控除額		
	50,000円以下		C×1/2		
	50,001円以上		25,000円		
	○旧長期損害保険				
	支払保険料D		控除額		
	5,000円以下		支払額全額		
5,001円～15,000円		D×1/2+2,500円			
15,001円以上		10,000円			
[控除上限額 25,000円]					
ひとり親	30万円				
寡婦	26万円				
勤労学生	26万円				
障害者	障害者	26万円			
	特別障害者	30万円			
	同居特別障害者	53万円 ※あなたやあなたと生計を一にする親族と同居している場合			
雑損	①(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額の10%) ②災害関連支出の金額－5万円 上記①と②のいずれが多い方の金額				
医療費	支払額－保険金などで補てんされる金額－総所得金額等の合計額の5%と10万円とのいずれか少ない方の金額 [控除限度額 200万円] 《セルフメディケーション税制を選択した場合》 購入費－保険金などで補てんされる金額－1万2千円 [控除限度額 8万8千円]				
配偶者	あなたの所得 配偶者の区分		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	一般の控除対象配偶者		33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者 (70歳以上)		38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	あなたの所得 配偶者の区分		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	58万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円
扶養	年少扶養親族(0～15歳)		0円		
	特定扶養親族(19～22歳)		45万円		
	老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等	45万円		
		上記以外	38万円		
	一般扶養親族(上記以外の場合)		33万円		

項目	控除額																
特定親族特別控除	<table> <tr> <th>特定親族の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> <tr> <td>58万円超 95万円以下</td><td>45万円</td></tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td><td>41万円</td></tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td></tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td><td>21万円</td></tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr> <td>120万円超 123万円以下</td><td>3万円</td></tr> </table>	特定親族の合計所得金額	控除額	58万円超 95万円以下	45万円	95万円超 100万円以下	41万円	100万円超 105万円以下	31万円	105万円超 110万円以下	21万円	110万円超 115万円以下	11万円	115万円超 120万円以下	6万円	120万円超 123万円以下	3万円
特定親族の合計所得金額	控除額																
58万円超 95万円以下	45万円																
95万円超 100万円以下	41万円																
100万円超 105万円以下	31万円																
105万円超 110万円以下	21万円																
110万円超 115万円以下	11万円																
115万円超 120万円以下	6万円																
120万円超 123万円以下	3万円																
基礎控除	<table> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> <tr> <td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr> </table>	あなたの合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円								
あなたの合計所得金額	控除額																
2,400万円以下	43万円																
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																

所得金額調整控除

あなたが次に該当する場合は、給与所得金額から該当する各控除額を控除します。

(1)と(2)の両方ともに該当する場合は(1)から順に控除します。

(1)子育てや介護を行っている一定の給与所得者に対する所得金額調整控除（該当される人を裏面12欄に記載してください。）

対象となる場合	あなたの給与収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ・特別障害者に該当する場合 ・23歳未満の扶養親族（特定扶養親族特別控除対象者を除く）を有する場合 ・特別障害者に該当する同一生計配偶者、扶養親族を有する場合
控除額	(給与収入金額 [上限1,000万円] - 850万円) × 10%
控除上限額	15万円

(2)一定以上の給与所得及び公的年金等に係る雑所得を有する人に対する所得金額調整控除

対象となる場合	あなたに給与所得及び公的年金等に係る雑所得の両方があり、その2つの所得金額の合計金額が10万円を超える場合
控除額	給与所得金額 [上限10万円] + 公的年金等に係る雑所得 [上限10万円] - 10万円
控除上限額	10万円

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の町県民税の納付方法

町県民税を給与もしくは公的年金からの差し引き（特別徴収）で納付していただいております。給与所得及び公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る町県民税の納付方法を選択する場合、希望する徴収方法を選択してください。

○同居老親等とは…老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直径尊属で、あなたや配偶者と同居を常に行っている人をいいます。

◎申告書の記載について（裏面からの続き）

～令和8年度町民税・県民税申告書様式（表面）～

7 事業・不動産所得に関する事項

営業所得、農業所得、不動産所得を有する場合で収支内訳書（決算書）をお持ちでない場合はこの欄に記載してください。

1.1 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のうち年齢15歳以上でもっぱらその事業に従事した期間が6ヶ月を超える人をいいます。

※同一人について、この控除と配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除との重複適用はできません。

控除額…次の①と②のいずれか少ない方の金額

- ① 500,000円（配偶者の場合は860,000円）
- ② （営業所得＋農業所得＋不動産所得＋山林所得）〔専従者控除適用前〕÷（事業専従者の数＋1）

1.2 別居の扶養親族等に関する事項

同一生計配偶者や扶養親族のうち別居している人がいる場合は記載してください。

※老人ホームなどの施設へ入所している場合は別居の扱いとなります。

1.5 寄附金に関する事項

あなたが、都道府県・市区町村又は奈良県共同募金会、日本赤十字社奈良支部もしくは条例に定めのある団体に2,000円を超える寄附を令和7年中にした場合、該当する区分ごとに寄附金額を記載してください。

※寄附金の受領書や領収書、証明書を添付してください。

令和 年度分 民税 民税 申告書		税務番号
住所		世帯主
氏名		生年月日
職業		収入金額
1 収入金額		2 所得金額
3 所得から差し引かれる金額に関する事項		4 所得から差し引かれる金額
5 合計所得金額		6 合計所得金額
7 合計所得金額		8 合計所得金額
9 合計所得金額		10 合計所得金額
11 合計所得金額		12 合計所得金額
13 合計所得金額		14 合計所得金額
15 合計所得金額		16 合計所得金額
17 合計所得金額		18 合計所得金額
19 合計所得金額		20 合計所得金額
21 合計所得金額		22 合計所得金額
23 合計所得金額		24 合計所得金額
25 合計所得金額		26 合計所得金額
27 合計所得金額		28 合計所得金額
29 合計所得金額		30 合計所得金額
31 合計所得金額		32 合計所得金額
33 合計所得金額		34 合計所得金額
35 合計所得金額		36 合計所得金額
37 合計所得金額		38 合計所得金額
39 合計所得金額		40 合計所得金額
41 合計所得金額		42 合計所得金額
43 合計所得金額		44 合計所得金額
45 合計所得金額		46 合計所得金額
47 合計所得金額		48 合計所得金額
49 合計所得金額		50 合計所得金額
51 合計所得金額		52 合計所得金額
53 合計所得金額		54 合計所得金額
55 合計所得金額		56 合計所得金額
57 合計所得金額		58 合計所得金額
59 合計所得金額		60 合計所得金額
61 合計所得金額		62 合計所得金額
63 合計所得金額		64 合計所得金額
65 合計所得金額		66 合計所得金額
67 合計所得金額		68 合計所得金額
69 合計所得金額		70 合計所得金額
71 合計所得金額		72 合計所得金額
73 合計所得金額		74 合計所得金額
75 合計所得金額		76 合計所得金額
77 合計所得金額		78 合計所得金額
79 合計所得金額		80 合計所得金額
81 合計所得金額		82 合計所得金額
83 合計所得金額		84 合計所得金額
85 合計所得金額		86 合計所得金額
87 合計所得金額		88 合計所得金額
89 合計所得金額		90 合計所得金額
91 合計所得金額		92 合計所得金額
93 合計所得金額		94 合計所得金額
95 合計所得金額		96 合計所得金額
97 合計所得金額		98 合計所得金額
99 合計所得金額		100 合計所得金額

※6～16については申告書裏面に記載してください。

○合計所得金額とは…

次の①、②、③及び退職所得、山林所得の合計額（各種繰越控除を受けている場合はその適用前の金額）

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、雑所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得の合計額
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額の2分の1の金額
- ③ 申告分離課税所得（特別控除適用前）の合計額

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額とは…上記のうち、公的年金等に係る雑所得以外の所得のみで計算した合計額

○扶養控除等の対象となる、合計所得金額が58万円以下となる場合とは…

下記の様な人は合計所得金額が58万円以下となります。

- ・パート、アルバイトなど給与収入のみの場合…収入金額が123万円以下
- ・公的年金のみの場合
 - 配偶者や扶養親族の年齢が65歳未満の場合…収入金額が118万円以下
 - 配偶者や扶養親族の年齢が65歳以上の場合…収入金額が168万円以下

○特定配当等に係る所得または特定株式等の譲渡に係る所得の申告に関する注意点

町民税・県民税と所得税で異なる課税方式を選択することはできません。

特定配当等に係る所得または特定株式等の譲渡に係る所得について所得税の確定申告をすると、これらの所得は町民税・県民税においても所得に算入されます。また、確定申告せずに町民税・県民税の申告のみにこれらの所得を算入することもできません。町民税・県民税における所得は、各種保険料の算定基準や給付金の受給要件になっている場合もあるため、申告の際はご注意ください。

◎町民税・県民税・森林環境税の計算方法と税率

町民税・県民税額 = ①均等割額 + ②所得割額

※町民税・県民税と合わせて、③森林環境税（国税）が課税されます。

①均等割 町民税 3,000 円

県民税 1,500 円（奈良県森林環境税 500 円を含む）

②所得割

○所得割の計算方法

$$\boxed{\text{総所得金額等}} - \boxed{\text{所得控除額}} = \boxed{\text{課税総所得金額}}$$

$$\boxed{\text{課税総所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} - \boxed{\text{税額控除額}} = \boxed{\text{所得割額}}$$

（1,000 円未満切捨て）

○所得割の税率（※分離課税に係る所得については税率が異なります。）

町民税	県民税
6 %	4 %

○税額控除

調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除などがあります。計算方法については税務課へお問い合わせください。

③森林環境税（国税） 1,000 円

◎町民税・県民税・森林環境税が非課税となる場合

以下のいずれかに該当される場合は町民税・県民税・森林環境税が非課税になります。

○生活保護法の規定により生活扶助を受けている人

○障害者、未成年者、寡婦またはひとり親のいずれかに該当し、前年中の合計所得金額が135万円以下の人

○合計所得金額が、次の算式以下の人

$$280,000 \text{ 円} \times (\text{扶養親族等の人数} + 1) + 100,000 \text{ 円} + 168,000 \text{ 円}^* \quad \text{*扶養親族を有する場合のみ加算}$$

※なお、均等割額・森林環境税が課税となった場合においても、総所得金額等の合計額が次の算式以下となる場合は所得割額が非課税となります。

$$350,000 \text{ 円} \times (\text{扶養親族等の人数} + 1) + 100,000 \text{ 円} + 320,000 \text{ 円}^* \quad \text{*扶養親族を有する場合のみ加算}$$

◎令和8年度町民税・県民税の申告相談会場のご案内

申告の受付と相談を、下記のとおり行います。申告期限が近づきますと受付が大変混雑しますので、お早めをお願いいたします。（郵送でも提出できます。）

○期 間 令和8年2月16日（月） ～ 3月16日（月）（土・日曜日、祝日は除く）

○受付時間 午前9時 ～ 午後5時

○場 所 斑鳩町役場 地下大会議室

この申告の手引きの記載内容は、令和7年11月30日現在の法令により令和8年度町民税・県民税について説明しています。

地方税法などの改正があった場合は改正後の法令に基づき適用されますのでご了承ください。